

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項において準用する第22条第4項及び第7項（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間15日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：申請者の住所地又は申請者が警備員として所属する営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話097-536-2131） 申請者の住所地又は申請者が警備員として所属する営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：